

常設プレーパーク運営内容等に係る考え方について

令和7年度の江古田の森公園への常設プレーパーク設置について、試行事業の実施結果を踏まえ、運営内容等に係る考え方を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

1 運営内容

(1) 開園日時（案）

週5日間の開園とし、時期によって開園時間を変更する。なお、年末年始は閉園とする。

時期	冬季（11月から2月まで）	冬季以外（3月から10月まで）
開園日	毎週日・月・火・水・土曜日 （木・金曜日は閉園）	毎週日・月・火・水・土曜日 （木・金曜日は閉園）
開園時間	午前9時半から午後5時まで	午前9時半から午後6時まで

(2) 運営方法

民間事業者への委託により運営する。事業者は、企画提案公募型事業者選定の方法により選定する。

(3) 実施ゾーン

中野区立江古田の森公園内 里山の樹林の一部



(4) 運営における基本的な考え方

- ① 子どもが主体の遊び場で、自由にやりたい遊びや挑戦ができる居場所
- ② 乳幼児親子の居場所となり、交流が生まれる空間
- ③ 地域住民や団体の参画を通じて、多世代の交流が生まれる場
- ④ 豊かな自然環境を生かし、子どもが自然と触れ合える体験を創出するとともに、公園全体の自然環境に配慮していく

(5) 実施内容

① 遊びの場に関する事項

- 泥遊び、水遊び、木工作、秘密基地づくり、ロープ遊び、たき火など
子どもが自由に遊ぶことができる活動

② 乳幼児親子向け及び多世代交流事業等に関する事項

- 乳幼児親子の外遊び体験、相互交流
- 公園利用者や近隣住民などとの多世代交流
- 江古田の森の自然体験、学習

③ その他

- 利用者が使用できるトイレ及び手洗い場、更衣室
- 簡易的な日除け
- 事務スペース、救護室機能

2 設置工事の内容

(1) 基盤整備

上記の運営内容を実現するために、給排水工事や電気工事等の基盤整備を行う。

(2) トレーラーハウスの設置

利用者のためのトイレや更衣室、救護室機能、運営事業者の事務所スペースを確保するため、トレーラーハウスを設置する。

(3) プレーパーク設備整備

手洗い場、簡易な日除けになるパーゴラ、ロープ柵、表示看板等を整備する。

3 区民・公園利用者等への周知

運営内容及び設置工事等の内容について、区民・公園利用者等へ周知し、意見を聴取するため、オープンハウス形式の説明会を開催する。近隣施設や関係団体に対しては個別に説明を行う。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年2月	区民・公園利用者等への周知
3月	常設プレーパーク運営内容等の決定
令和7年度	設置工事、常設プレーパークの開設